

議第 1 5 2 6 号

小松能美都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路中 3・4・35 号福島浜線を 3・4・35 号福島 2 号線に、3・4・37 号寺井粟生線を 3・4・37 号寺井吉光線に、3・4・55 号福島線を 3・4・55 号福島 1 号線に名称を改め、3・4・3 号国道線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・3	国道線	能美市粟生町へ	小松市矢田野町	能美市寺井町 平面町 小松市上小松町 符津町	約 16,500m	地表式	4 車線	20m	幹線街路との平面交差 18 箇所	
	車線の数の内訳		4 車線			約 12,800m					
			2 車線			約 3,700m					
	3・4・31	浜開発線	能美市浜町夕	能美市浜開発町丙	能美市浜町	約 1,020m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 3 箇所	
	3・4・35	福島 2 号線	能美市福島町ノ	能美市福島町ろ	能美市福島町	約 410m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 2 箇所	
	3・4・37	寺井吉光線	能美市寺井町レ	能美市吉光町ホ	能美市寺井町吉光町	約 1,460m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 3 箇所	
3・4・55	福島 1 号線	能美市福島町ム	能美市福島町ほ	能美市福島町	約 390m	地表式	2 車線	16m	幹線街路との平面交差 2 箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

現在、能美市には、都市計画道路が 41 路線存在し、総延長は約 74.69km となっている。そのうち、小松能美都市計画区域（旧根上町及び旧寺井町）には、都市計画道路が 31 路線存在し、総延長は約 55.55km となっており、約 70.6%に相当する約 39.22km が整備済みである。

今回、小松能美都市計画において、近年の社会情勢の変化に伴い、今後の道路計画を道路ネットワークや防災機能などの観点から総合的に見直した結果、5 路線、約 6.3km（市決定を含めると 11 路線、約 10.82km）について見直しを行う。

具体的には、3・4・3 号国道線について、現都市計画決定幅員を現状に適した幅員に変更することによって、事業実現性を改善することとし、一部区間において幅員を縮小（総幅員 W=20m→14m）するものである。

また、幅員縮小区間の車線数を 2 車線に決定し、それ以外の区間については、車線数を 4 車線に決定するものである。

3・4・31 号浜開発線については、起点部の未着手区間 L=210m において都市計画道路ネットワーク上の必要性が低下しており、交通処理等についても、現道が代替機能を有することか

ら、当該区間を削除し、これに伴い、起点位置の変更を行うものである。また、併せて車線数を2車線に決定するものである。

3・4・35号福島浜線については、終点から3・5・36号北中央線までの区間L=730mにおいて、JR北陸本線との立体交差点と3・5・36号北中央線との交差点間の距離が短く、取り付けが困難であること及び南北に並行する市道が代替機能を有していることから、当該区間を削除するものである。これに伴い、起終点位置の変更及び路線の名称を「3・4・35号福島浜線」から「3・4・35号福島2号線」に変更し、併せて車線数を2車線に決定するものである。

3・4・37号寺井栗生線については、当寺井町レ地内から寺井町ロ地内の区間L=650mにおいて、沿道建築物の多い寺井町中心部を通過するため、道路整備による地域コミュニティ喪失や自転車・歩行者交通量を考慮し、歩道幅員及び路肩幅員それぞれを変更する(総幅員W=18m→12m)ものである。また、吉光町ホ地内から栗生町ハ地内の区間L=640mについては、北側に並行する(一)栗生小松線が代替機能を有することより、当該区間を削除する。これに伴い、終点位置及び名称を「3・4・37号寺井栗生線」から「3・4・37号寺井吉光線」に変更するものである。また、併せて車線数を2車線に決定するものである。

3・4・55号福島線については、能美市内における都市計画道路の起終点の位置関係の統一を図る(原則として、起点は北・西側、終点は南・東側)ため、起点と終点の位置を入れ替えるものである。また、路線の名称を「3・4・55号福島線」から「3・4・55号福島1号線」に変更し、併せて車線数を2車線に決定するものである。